

遺産分割について

1. 相続人が複数いる場合の遺産分割

相続人が複数いる場合、相続人が協議した結果を遺産分割協議書にまとめ、遺産分割を進めます。

遺産分割協議をするにあたっては、必ず**共同相続人全員が参加**しなければならず、**一人でも不参加者がいればその協議は無効**となります。それは、遺産分割協議が相続人全員の意思かどうか確認するために、全員参加が要件となるからです。

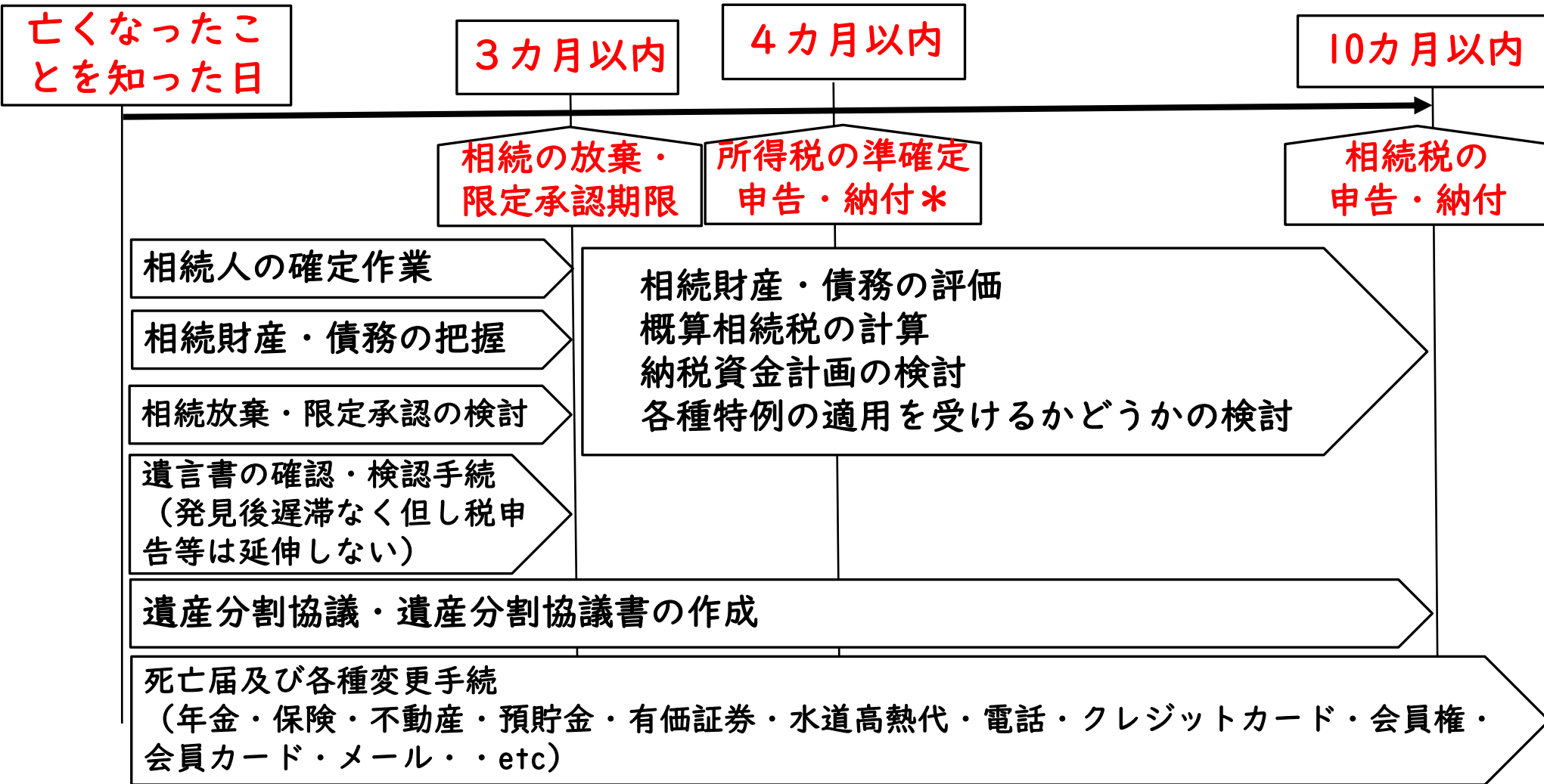
そのためには、

①相続人の調査と確定

②相続財産の調査と確定

することが重要となります。

2. 相続発生後のスケジュールの目安と必要な手続き



*準確定申告は、被相続人（死亡した方）の所得税について申告するものです。人（被相続人）が死亡した場合、その故人は所得税の確定申告をすることができません。そこで、その相続人が代って確定申告をすることになります。これを「準確定申告」と呼びます